

## 令和7年度に建設工事で発生した事故事例（飛来物・落下物事故） 1-1

### 【事故概要】

治山工事にて、3名（元請1名、下請2名）で導流工（ブロック積）基礎均しコンクリート打設中に突如右岸斜面上部から転石（25cm×15cm）があり、下請作業員1名の右上腕（肩）をかすめ、右大腿部（もも太）に当たり、打撲及び切傷した。

### 【事故原因】

・事故現場は、相当の積雪が一斉に雪解けし、その融雪水が地山に影響して転石を引き起こしたと考えられ、地山の崩壊または土石の落下により作業員に危険を及ぼす恐れがあるにもかかわらず、落下の恐れがある土石を取り除き、または仮設防護柵、防護網などを設けるといった措置を行っていなかった、または必要な措置を指導していなかったことによる。

### 【改善対策】

・作業前に斜面の状態を従事作業員が各自目視で点検する。  
・作業前に斜面、浮石の点検をチェックリストで実施する。  
・上下作業を行わないよう、上下作業禁止の看板を設置し注意喚起する。  
・作業前の点検結果に応じて防護ネット等を設置し、逸脱の恐れがある場合は、二段の防護ネット等を設置する。

### 事故現場状況



【分類】 コンクリート打設 その他

【被害状況】 業者人身 右大腿挫創、右大腿筋損傷、右上腕挫傷

## 令和7年度に建設工事で発生した事故事例（墜落・転落事故） 2-2

### 【事故概要】

河川災害復旧事業工事において、朝から大型ブロックの設置作業を行い、設置後に大型ブロックに水抜きパイプを設置・固定する作業を行っていた。左岸大型ブロック裏面にいた作業員から水抜きパイプの固定材として番線を渡すよう頼まれ、被災者は右岸の仮設道路の敷き鉄板位置から安全ロープを潜り、大型土のうの上に載って渡そうとした。その際、大型土のう上で足を滑らせ、対岸の護岸ブロックに張り付くようにジャンプした。落ちないように両手(素手)で踏ん張ったが、手を擦りながら護岸基礎上に仰向け(頭下流向き)で落下した。

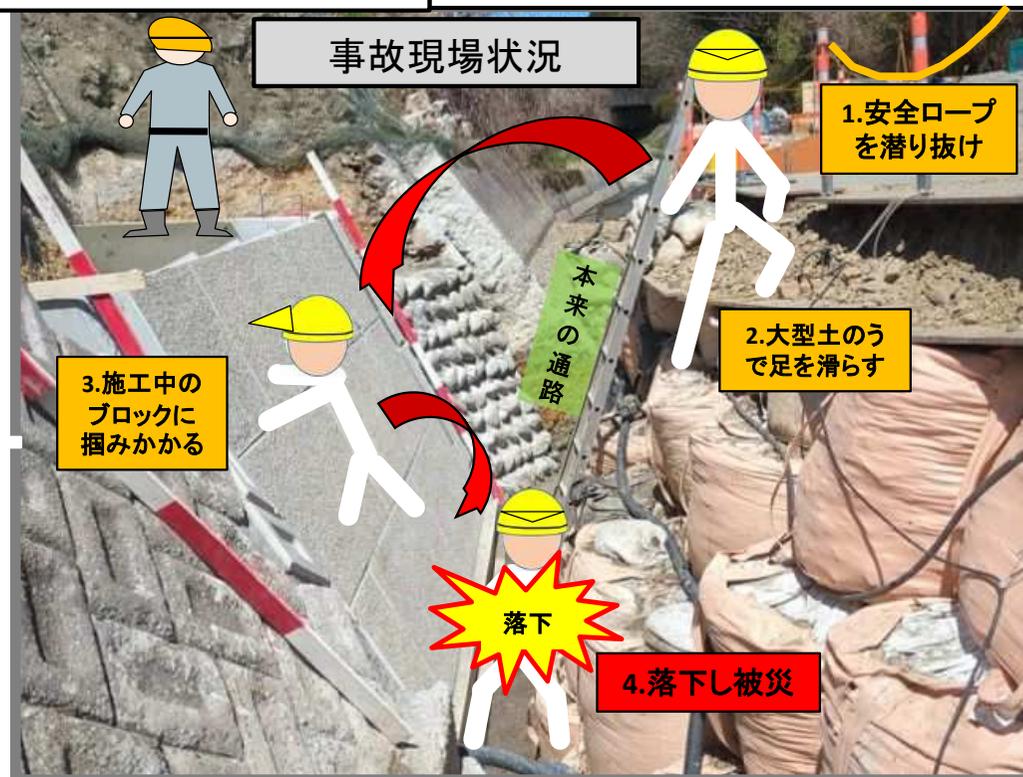
### 【事故原因】

- ・事故を起こさないとする意識が低く、安易に危険な行動をとった。
- ・正規のルートを通行せず、立入防止ロープを潜り抜け、近道行動をした。

### 【改善対策】

- ・緊急の事故再発防止会議を開催し、関係者全員の安全意識向上を図る。
- ・毎日の朝礼、KY活動にて安全意識向上(細かな危険性を含め指導)を徹底する。
- ・月に一度安全教育を行っているなかで、今後類似した事故事例やヒヤリハットを加え、今回起こった事例を改めて周知し、安全意識の向上を図る。
- ・危険性の高いポイントに適宜対策(安全柵、ステップ階段の設置)を実施する。
- ・目につく場所に注意表示板を設置する。

本来の通路から外れ、安全ロープを潜り抜け、左岸側の作業員へ資材を受け渡そうとした。



【分類】 資材 運搬

【被害状況】 業者人身 左第1中手骨骨折、右胸部挫傷、頭部打撲左肘頭骨折

## 令和7年度に建設工事で発生した事故事例（工具・資材事故） 3-3

### 【事故概要】

公園内のバリアフリー改修工事にて、事故当日は、照明器具を復旧する作業を実施していた。仮設足場の1段目にて作業員が道具を拾おうとしたところ、片足に体重がかかり足場材の踏板のフックが溶接箇所から破断したことにより段差が生じ、踏板上に足をぶつけ負傷した。

### 【事故原因】

- ・事故当日も安全ミーティング・危険予知活動、日常足場点検を実施し足場材等に異常が確認できなかった。
- ・今回の事故はフック部の金属破断であるが破断した足場について腐食や破損も確認出来ず事故発生の予見が難しい状況であった。

### 【改善対策】

- ・今回の事故は足場材のフック部の金属破断であり、足場材料の腐食や破損があるものは使用しないようにし、組立完了時の足場の点検において異常の有無を確認し、異常がある場合は入れ替えを行う。
- ・使用前に行う日常点検においても、腐食や破損の有無を確認し同様の処置を行う。

### 事故現場状況



【分類】仮設工 その他

【被害状況】 業者人身 右下腿圧挫傷

## 令和7年度に建設工事で発生した事故事例（飛来物・落下物事故） 5-4

### 【事故概要】

舗装工事において、北進片側通行規制区間内でアスファルト合材搬入業者が運転するトラックがバックしていたところ、トラックの荷台を覆う保温シートの中間部および後部ゴム留め部計4箇所が強風により1箇所破断し、3箇所のゴムバンドがはずれたことにより、保温シートが一般の通行車両の左側ミラーに接触し巻付きミラーが破損した。

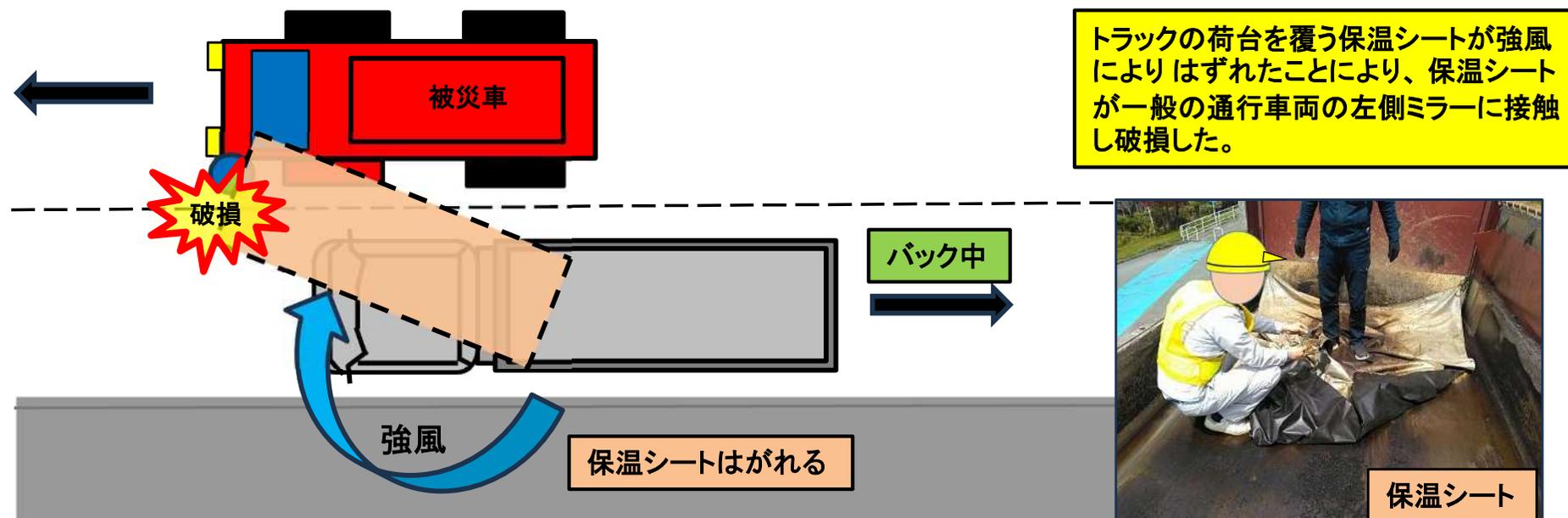
### 【事故原因】

- ・ゴム留め部のゴムの劣化と強風による引張り作用により、止めゴムが破断したことで中間及び後部のゴムバンドもほどけ、保温シートがめくれ上がり、規制区間外へ出たことにより通行車両と接触してしまった。
- ・納入資材運送業者に対し、現場状況（強風）に対する、安全対策など注意喚起を実施しておらず、ゴム留め部の確認ができていなかった。

### 【改善対策】

- ・納入資材運送業者に対して、現場状況（強風）に対する安全対策等の注意喚起を行う。
- ・請負業者において規制区間到着前にゴム留部のゴムの劣化状況の点検を実施する。
- ・風向きによっては規制区間を一時的に通行止めし、保温シートの撤去作業を行うことを検討する。

### 事故現場状況



【分類】 舗装工 その他

【被害状況】 公衆物損 通行車両左側ミラー破損

# 令和7年度に建設工事で発生した事故事例（墜落・転落事故） 6-5

## 【事故概要】

屋上外壁内部改修工事にて、被災者は勾配屋根東面の屋根先端部分にて、かがんだ姿勢で外部足場の横棧を掴みながら既設軒樋の清掃作業を行っていた。南から北へ向かい順次作業を行っていたが、北面と東面のコーナー部に到達した際、それまでと同様に横棧を掴もうとしたところ、その先には横棧がなく1.5m下の外部足場の作業床へ転落した。

## 【事故原因】

- ・被災者は安全帯を装着しており、北面作業時は安全帯を足場に固定していたが、東面作業時は安全帯を足場へ固定していなかった。
- ・手すりがあると思い込み手元だけ見ながら移動していたことによる不注意。

## 【改善対策】

- ・安全教育を実施。
- ・作業床から工事が行えるように、足場の組み換えを行い、作業床の位置を変更。
- ・外部足場使用者は入場時、安全教育を受けてから作業を開始することを徹底する。
- ・墜落制止器具の使用について、啓蒙掲示物を増設する。

## 事故現場状況



【分類】 建築 屋根工事

【被害状況】 業者人身 右橈骨遠位端骨折

## 令和7年度に建設工事で発生した事故事例（転倒事故） 8-7

### 【事故概要】

トンネル工事において、被災者は、下半支保工の玉掛作業を行うために地面に仮置きしていた鋼製支保工に近づいた際、つまずいて転倒しそうになり、鋼製支保工のフランジ部分に手がかり、右手母指球を切った。

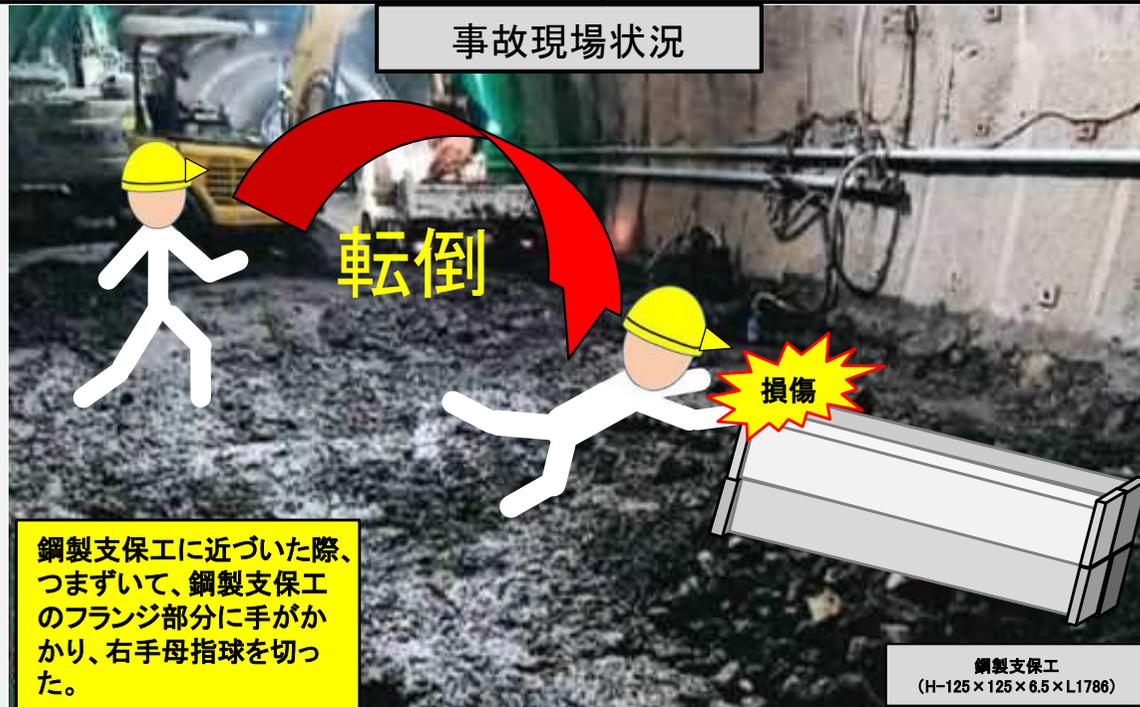
### 【事故原因】

- ・作業員が足元の確認を怠り、つまずいて転倒しそうになったことにともなう事故。
- ・路盤が凸凹で数日前からの湧水により泥濘化していたことから、当日KYにおいて、つまずき転倒しないように足元の確認を行うこととされていた。被災した作業員は、足元の確認を十分に行うべきであった。
- ・重機位置によって照明が遮られ薄暗い状況が生じることがあるため、被災した作業員もハンドライトを携帯していたが使用していなかった。

### 【改善対策】

- ・KYの徹底を再確認するとともにヘッドライトやハンドライト使用を促す注意喚起看板を現場事務所及びトンネル坑口付近に設置することで作業員の不注意を抑止する。
- ・ズリ出しの最後に路盤表層のぬかるみ状況を確認し、必要に応じて乾いたズリと入れ替える1工程を加えることにより、泥濘化に伴うぬかるみを除去する。
- ・重機の影となる箇所補助照明を新たに設ける。
- ・ぬかるんだ暗い場所では、ヘッドライト又はハンドライトの点灯を徹底する。（現場にはライト点灯を促す注意看板を掲示する。）
- ・天井照明を照度の高いものに交換する。
- ・切創防止手袋の使用を原則とする。（切創防止手袋の硬度により作業安全性が低下する場合は、作業内容に見合った手袋を使用する。）

### 事故現場状況



鋼製支保工に近づいた際、つまずいて、鋼製支保工のフランジ部分に手がかり、右手母指球を切った。

【分類】 トンネル 支保工

【被害状況】 業者人身 右手掌挫創

# 令和7年度に建設工事で発生した事故事例（墜落・転落事故） 9-8

## 【事故概要】

林道開設工事の切土法面保護工施工にあたり、ロープ高所作業時の身体保持器具を取り付けるためのメインロープを、法頭から上方約7mに位置する立木に掛け付ける作業を行うため、立木の下方へ回り込もうと、斜面上を横移動していた。その際、作業員は足を滑らせて地山を滑り落ち、法頭から林道路面までの高さ約7mを上体から転落した。

## 【事故原因】

- 足を滑らせた地山は、岩盤の上に薄い表土が覆った滑りやすい特性があり、現場代理人をはじめ元請業者作業員は把握していたが、作業開始前の危険予知活動（KYミーティング）等で一次下請及び二次下請の作業員へ周知されていなかった。
- 高所作業時の墜落防止に必要な安全带、身体保持器具等の安全装備は、メインロープ（親綱）設置後に装着するものと思い込み、斜面上に上る初期段階からの装着を怠っていた。また、それらを指摘する体制が取られていなかった。
- 作業場所は、立木から法頭までの間に草木がない等滑りやすい状況にも関わらず、身体の安全を確保すべき墜落防止措置を講じていなかった。

## 【改善対策】

- 作業開始前の危険予知活動等では、現場の特性や潜む危険の回避方法について図面や写真等を用いて説明する。
- 高所作業に入る前には、現場代理人及び職長（一次下請）がリーダーとなり、法面作業員全員の安全装備の装着を指差し呼称により確認する。
- メインロープ（親綱）設置時の墜落防止措置として、尾根部の緩斜面に準備ロープを設置する。設置位置は複数人で確認し、現場の危険要素を考慮した上で、メインロープ（親綱）、準備ロープの位置を決定する。
- 作業は3人以上を1班とし、斜面で作業を行う者（A）、斜面で作業を行う者の安全を確認する者（B）、斜面下方の路面から作業の安全を確認する者（C）が次の工程で行う。
  - A、Bはロープ2本（準備、メイン）を持って、尾根部緩斜面の準備ロープ設置位置に上る。
  - 設置位置に到着後、A及びBは再度、安全装備の装着に不備がないことを指差し呼称で確認。
  - Aは準備ロープを立木に掛け付け、Bが指差し呼称でその状況を確認後、Aは安全装備を準備ロープに接続。Bは指差し呼称で接続状況を確認。
  - Aは準備ロープで降下し、メインロープ（親綱）を立木に掛け付ける。その間、Bはメインロープ（親綱）の設置位置、Cは路面上からAの作業工程を確認。
  - メインロープ（親綱）の安全な設置をAとCが声掛け確認後、Aは安全装備を準備ロープからメインロープ（親綱）に移し、CによるAの接続状況の確認を受けた後、路面に向かって降下する。
  - Aの路面への着地を確認した後、Bは準備ロープを巻き上げて、残置した後に斜面を下る。



事故現場状況

斜面を滑落し  
墜落

【分類】 法面工 吹付

【被害状況】 業者人身 中心性脊髄損傷（頸部過伸展による受傷）、口唇裂創